

健感発 1107 第 1 号
平成 28 年 11 月 7 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

標記については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号当職通知）により定めているところである。

今般、本通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 11 月 21 日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の概要

- 1 二類感染症の「1 急性灰白髄炎」について、「(3) 届出基準」を変更し、2 型ワクチン株ポリオウイルスによる無症状病原体保有者を届出の対象とすること。
- 2 四類感染症の「2 2 デング熱」について、「(2) 臨床的特徴」及び「(3) 届出基準」を変更し、これに合わせて別記様式 4-2 2 「デング熱発生届」を変更すること。
- 3 四類感染症の「4 2 レジオネラ症」について、「(3) 届出基準」における「検査方法」及び「検査材料」を追加し、これに合わせて別記様式 4-4 2 「レジオネラ症発生届」を変更すること。
- 4 四類感染症の「5 黄熱」及び五類感染症の「1 1 侵襲性髄膜炎菌感染症」について、別記様式 4-5 「黄熱発生届」及び別記様式 5-1 1 「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」に「ワクチン接種歴」の記載を追加すること。
- 5 五類感染症の「5 クリプトスポリジウム症」及び「9 ジアルジア症」について、「(3) 届出基準」を変更し、これに合わせて別記様式 5-5 「クリプトスポリジウム症発生届」及び別記様式 5-9 「ジアルジア症発生届」を変更すること。

- 6 五類感染症の「10 侵襲性インフルエンザ菌感染症」、「11 侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「12 侵襲性肺炎球菌感染症」について、「(1) 定義」及び「(3) 届出基準」を変更し、これに合わせて別記様式5-10「侵襲性インフルエンザ菌感染症発生届」、別記様式5-11「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」及び別記様式5-12「侵襲性肺炎球菌感染症発生届」を変更すること。
- 7 その他、記載の適正化を行う等所要の改正を行うこと。

第二 適用日

この通知は、平成28年11月21日から適用する。